

白山サンデーボーイズ 規約

第1章 総則

第1条（名称）

チームは「白山サンデーボーイズ」（以下「本チーム」という。）と称する。

第2条（設立日）

本チームの設立日は1976年4月1日とする。

第3条（所在地）

本チームの所在地は代表者の自宅に置くものとする。

第2章 目的及び活動

第4条（目的及び基本方針）

1. 本チームは、小学生を主体とした「学童野球」に関する活動を通して、子どもたちの体力増進・精神的な成長・人格形成・相互の親睦を図ることを目的とし、地域の健全な発展に寄与貢献することを目的とする。
2. 本チームにおける野球実技は、以下を基本的な方針とする。
 - (1) 野球は基本に忠実に実施すること：野球はチームプレーであり、責任感と相手を思いやる気持ちを忘れないこと
 - (2) 礼儀と挨拶：大きな声で挨拶・返事をする（コーチに、保護者に、選手に、誰に対しても自分から挨拶ができるようにする）
 - (3) 整理整頓：バッグ、グローブ、バットなどを速やかに整理整頓する
 - (4) 敏速な行動：グラウンドに出たら速やかに走って行動する、その他ランニングの強化、声かけ・声出しを徹底する

第5条（活動）

1. 前条の目的を達成するために、次の各号に掲げた活動を行う。
 - (1) 練習と試合による学童野球ルールや技術等の体得及び支援
 - (2) 各種の学童軟式野球大会への参加
 - (3) 文京区少年軟式野球連盟主催事業への参加
 - (4) 社会貢献活動への参加
 - (5) 他団体との交歓交流活動への参加
 - (6) その他、本チームの目的達成に必要な活動
2. 本チームの活動場所は、誠之小学校校庭、第六中学校校庭、六義公園運動場、後楽少年野球場等を主とする。また、必要に応じ、その他のグラウンドで活動する。
3. 本チームの活動日は、原則として、土曜日、日曜日、祝祭日、及び水曜日（※自主練習のみ）とする。但し、夏季休暇その他長期休暇期間についてはこの限りでない。
4. 本チームは、文京区少年軟式野球連盟に所属するものとする。

第3章 会員

第6条（会員）

1. 本チームは、本チームの目的及び活動に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 小学校 6 年生までの選手
- (2) 前項に定める選手の保護者（1 選手につき 1 名又は 2 名）
- (3) 上記以外の賛同者で役員会により承認された者
2. 前項の規程に係わらず、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者やこれらと密接な関係を有する者は、本チームの会員となることはできない。

第 7 条（指導者）

代表者は、役員会での審議に基づき、会員の中から、本チームの目的・基本方針に準拠して活動し、選手に対する指導を行う者（以下「指導者（コーチ）」という。）を選任するものとする。なお、指導者（コーチ）は、総監督、監督及びコーチから構成される。

但し、本チームが各種の学童軟式野球大会に参加するに際しては、第 13 条第 1 項に定める役員にかかわらず、当該時点の本チームの状況等に応じて、登録すべき監督名やコーチ名を都度変更することができる。

第 8 条（入会）

本チームへの入会は、次のいずれかの手続を経ることによって認められる。

- (1) 本チームの目的及び活動に賛同する小学校 6 年生までの子どもが、保護者の承諾及び代表者の承認を得た上で、本チームが求める書類の提出その他所定の手続を終了すること。但し、当該子どもの保護者 1 名又は 2 名が、本規約に所定の内容に賛同するとともに、本チームが求める書類の提出その他所定の手続を終了することにより、自らが本チームの会員となることに賛同していることを要する。
- (2) 本チームの目的及び活動に賛同する者で、代表者の承認を得た上で、本規約に所定の内容に賛同するとともに、本チームが求める書類の提出その他所定の手続を終了すること。

第 9 条（会員の義務）

会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 選手は、常に本チームの会員である自覚を持って、学業、体力増進、優れた人格形成及び野球技術の向上に励むこと。
- (2) 選手は、指導者（コーチ）による指導や支援を受けながら、ともに協力し助けあって行動すること。
- (3) 選手の保護者である会員は、所定の会費（選手 1 名毎に月額 4,000 円、一世帯毎に後援会費月額 250 円。いずれも入会日の翌月分から退会、除名日の属する月分まで）を納入すること。但し、代表者が特に認める休部者その他の選手の保護者についてはこの限りでない。
- (4) 指導者（コーチ）は、本チームの目的に即した指導方針に基づき、指導者として不適当な言動は慎むとともに、選手の安全に特に留意しつつ、健全な選手育成に貢献すること。
- (5) 本チームの目的達成のため、相互扶助の精神に則り、必要とされる協力を提供すること。
- (6) 本チームの名誉、品位を汚す言動、活動を行わないこと。
- (7) その他本規約又は本規約に基づく各種細則等に定める事項。

第 10 条（会員の退会、除名及び解任）

会員の退会、除名及び解任は、次の規定による。なお、次の規定に基づき、本チームの会員資格を失った選手の保護者は、当該選手の会員資格の喪失をもって自動的に自らの会員資格を失うものとする。

- (1) 選手は、会員である保護者全員と共に代表者に対して退会を申し出ることにより、本チームを退会することができる。
- (2) 合理的な理由なく会費の納入が 6 カ月以上未納となった選手は、未納となってから 6 カ月が経過した月末をもって本チームを退会したものとみなすことができる。
- (3) 代表者は、合理的な理由なく何らの届出もなく 1 カ月以上欠席した選手については、退会したものとみなすことができる。
- (4) 代表者は、本規約に違反した会員を除名することができる。但し、代表者は当該判断に際しては、

必要に応じて役員会における審議結果を踏まえるものとする。

- (5) 代表者は、本規約に違反した指導者（コーチ）を指導者（コーチ）の地位から解任し、又は相当の処分を科すことができる。但し、代表者は当該判断に際しては、必要に応じて役員会における審議結果を踏まえるものとする。なお疑義を避けるために付言すれば、指導者（コーチ）からの解任は役員の地位や会員資格までも当然に失わせるものではない。

第11条（細則）

本チームの会員に関する事項は、本規約のほか、役員会において定める各種細則による。

第4章 組織

第12条（チーム構成）

本チームの選手は、原則として次の2つのチームに所属する。但し、各チームの構成人数その他の事情に応じた代表者、監督の判断に基づくチーム間の異動（異動期間の長短は問わない。）を禁止するものではない。

- (1) 高学年チーム：小学校5、6年生の選手
- (2) 低学年チーム：小学校4年生以下の選手

第13条（役員）

1. 本チームの役員は、次の役職者から構成される。なお、役職の兼務は妨げられない。
後援会会長：1名
代表者：1名
総監督：1名
監督：高学年チーム1名、低学年チーム1名
保護者代表：1名
2. 役員及びそれに対応する役職の任期は、原則として4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。但し、4月1日以降に就任した役員及びそれに対応する役職の任期については、就任後初めて迎える3月末日までとする。
3. 翌4月1日以降の役員及びそれに対応する役職は、毎年3月末日までに、会員の中から役員会の決議により選任される。但し、保護者代表については会員である保護者の中から選任されるものとする。
4. 前項の定めにかかわらず、役員は、互選により代表者を選任する。
5. 代表者は、本チームを代表し、本規約に定める会務を執行するものとし、納入された会費の運用及び執行権限は、代表者及び代表者が明示的に委嘱した会員が有するものとする。但し、代表者に事故あるときは、役員会で予め定めた順序に従って、他の役員がこれに代わる。
6. 総監督は、監督（高学年チーム、低学年チーム）を統括し、指導方針や運営方針を監督（高学年チーム、低学年チーム）と協議し、取りまとめる。
7. 監督（高学年チーム、低学年チーム）は、コーチを代表し、選手及びコーチを統括して、野球実技を指導し各種試合を指揮する。

第14条（役員会）

1. 役員は、役員会を構成し、役員会の運営にあたる。
2. 役員会は、必要に応じて代表者が招集し、議長となる。
3. 役員会は次の事項を決議する。
 - (1) 本規約又は本規約に基づく各種細則等の規定により、役員会が決議すべき事項
 - (2) 本規約の変更及びこれに付帯又は関連する事項
 - (3) 本規約に基づく各種細則等の制定及びこれに付帯又は関連する事項
 - (4) 本チームの解散及びこれに付帯又は関連する事項
 - (5) その他、本チームの会務処理上重要と代表者が認めた事項
4. 役員会の決議は、本規約に別途定めがある場合を除き、議決に加わることのできる役員の過半数によ

ってこれを行う。なお疑義を避けるために付言すれば、役員が有する議決権の数は兼務する役職の数に比例しない。

5. 役員会の決議について特別の利害関係を有する役員は、議決に加わるができない。
6. 代表者は、役員会の招集に代え、当該決議に必要とする数の役員からの書面又は電子的方法による同意の意思表示を得ることをもって、これを役員会の決議とすることができる。

第15条（役員の解任）

役員は、いつでも、役員会において役員の総数の3分の2以上の賛成によって解任することができる。

第16条（担当スタッフ）

1. 代表者は、会員の中から、連盟理事、連盟審判、会計監査係、その他本チームの運営に必要とされる役職者を選任することができる。
 - (1) 連盟理事は、文京区少年野球連盟が主催する会議、抽選会等に出席し、連盟と本チームとの連携を図る役割を行う。
 - (2) 連盟審判は、本チームの審判員を代表して、本チームにおける審判に関する運営を統括し、選手及び指導者（コーチ）に野球規則の指導を行い、連盟主催の各種大会や練習試合の審判業務に当たる。また、必要に応じて審判員の割り振りを行う。
 - (3) 会計監査係は、本チームの会計帳簿書類を監査し、保護者総会において、会計監査報告を行う。
2. 代表者は、安全で円滑なチーム活動を行うため、会員である保護者の中から、以下の担当スタッフを選任することができる。但し、代表者は当該選任に際しては、必要に応じて保護者総会における審議結果を踏まえるものとする。
 - (1) 会計係：本会計（高学年チーム）1名、会計補佐（低学年チーム）1名
 - (2) 名簿管理係
 - (3) 大会登録係
 - (4) 当番表係
 - (5) 配車係
 - (6) グラウンド（足立）係
 - (7) グラウンド（六中）係
 - (8) グラウンド（盲学校）係
 - (9) グラウンド（都立）係
 - (10) グラウンド（文京区立）係
 - (11) 自主練係
 - (12) 入会手続・スポーツ保険係
 - (13) 親○・誠之小連絡係
 - (14) 体験会係：
 - (15) ホームページ更新係
 - (16) スコア成績管理
 - (17) 本チームに係る行事（合宿、親子レク、納会、新年会、卒部式等）担当
：会員である小学校5年生の保護者

第17条（保護者総会）

1. 本チームは、会員である保護者から構成される保護者総会を置く。
2. 代表者は、毎年4月1日から3月末日までの年度（以下「当年度」という。）に対応して1回、保護者総会を招集し開催する。また、役員会において必要と認めた場合、代表者は臨時保護者総会を招集し開催することができる。
3. 保護者総会は、代表者が議長となる。
4. 保護者総会は次の事項を審議する。
 - (1) 当年度に係る活動報告

- (2) 当年度に係る会計報告（後援会に係る会計報告及び会計監査報告を含む。）
- (3) 翌年度に係る役員及び担当スタッフの報告
- (4) 翌年度に係る活動予定・方針（本チームの編成状況を含む。）
- (5) その他役員会によって必要と認められた事項

第18条（細則）

本チームの組織に関する事項は、本規約のほか、役員会において定める各種細則による。

第5章 安全と責任

第19条（安全管理）

1. 代表者、役員、指導者（コーチ）その他担当スタッフは、本チームの活動中（野球実技を実行しているか否かに係わらず、移動中を含むものとする。以下同じ。）における選手の健康管理、安全確保について常に留意し、相互に連携を図り、活動中に事故者が生じないよう事前の防止対策に努めるものとする。
2. 会員である保護者は、役員、指導者（コーチ）その他担当スタッフがいずれも無償かつ善意で本チームのために役務を提供している者であることを理解するとともに、自らの子である選手の安全責任については自らが積極的かつ主体的に管理すべきものであることを認識する。そして、選手の身体に異常がある場合や選手のお食物アレルギー等の懸念情報については、担当スタッフに対して、自ら迅速に申し出た上、当該懸念情報に基づく選手の安全管理についても自ら積極的かつ主体的に管理すべきものであることを認識する。
3. 選手は連盟指定の傷害保険に加入しなければならない。
4. 会員は、本チームに提供する個人情報（会員である保護者については自らの子である選手に係る個人情報を含む。以下同じ。）については、本チームの活動のために合理的に必要な範囲で利用されるものであることを理解するとともに、本チームが当該目的の範囲において当該個人情報を第三者に提供することに同意するものとする。

第20条（責任の範囲）

会員は、本チームの活動中において、選手、役員、指導者（コーチ）その他担当スタッフにつき、万一事故が発生した場合、又は第三者に損害を与えた場合、その事象に基づく本チーム及び本チームに係る者からの賠償金の支払いについては、いかなる場合でも、本チームが契約した賠償責任保険金額の責任限度額を限度とすることに同意するものとする。

第21条（細則）

本チームの安全と責任に関する事項は、本規約のほか、役員会において定める各種細則による。

第6章 会計

第22条（会計事業年度）

毎年4月1日から3月31日とする。

第23条（会計監査）

会計係は、会計事業年度の年度末（3月末日）を目途に、会計監査係に対して、代表者の承認を得た内容での会計報告を行い、会計監査係は、監査内容及びその結果を保護者総会において報告する。

附則

本規約は2025年4月12日より施行する。